

広島県水道広域連合企業団告示第4号

広島県水道広域連合企業団水道用水供給事業に係る給水料金の減免に関する取扱要綱を次のように定める。

令和6年5月9日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団水道用水供給事業に係る給水料金の減免
に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第21号。以下「条例」という。）第56条に規定する給水料金の減免の取扱いに関しては、広島県水道広域連合企業団水道用水供給事業における給水規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第61号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 未達水量 年間実使用水量が条例第45条第2項の規定に基づき定めた年間承認使用水量に達しないときに、年間承認使用水量から年間実使用水量を控除した水量
- (2) 1日承認使用水量 年間承認使用水量を当該年度の日数で除して得た水量
- (3) 1日実使用水量 条例第53条の規定に基づき決定した実使用水量の1日当たりの水量
- (4) 1日制限水量 規程第7条の規定により決定した制限給水量に基づき算出した1日当たりの水量
- (5) 災害 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害（寒波を含む。）

(減免適用の要件)

第3条 次の各号に掲げる理由により給水を制限し、又は停止した場合（以下「給水制限等」という。）は、減免するものとする。

- (1) 水道施設の損傷又は維持修繕若しくは更新工事の施行等を理由とする場合
- (2) 災害により水源又は水道施設が被害を受けた場合
- (3) 第三者の行為により水源又は水道施設が被害を受けた場合
- (4) 水源の水質が悪化した場合
- (5) 異常渇水により給水制限する場合
- (6) その他受水市町の責めに帰することができないと企業長が認める場合

(減免の対象期間)

第4条 減免の対象となる期間（以下「減免期間」という。）は、規程第7条の規定により通知する期間とする（1時間に満たない時間は、これを切り捨てるものとする）。

（減免水量の算定）

第5条 減免の対象となる水量（以下「減免水量」という。）は、別表に定める基準により算定した水量の合計とする。

2 前項の規定にかかわらず減免期間が1日に満たないとき、又は給水制限等の開始若しくは終了が属する日が1日に満たないときにおける当該開始若しくは終了が属する日の減免水量は、給水制限等に要した時間に応じ、時間割により算定する。

3 減免水量は当該年度の未達水量を限度とする。

（水量の端数処理）

第6条 水量計算に1立方メートル未満の端数が生じたときは、切り捨てて計算するものとする。

（減免額の算定）

第7条 水道用水料金を減免する額（以下「減免額」という。）は、第5条の規定により算出した減免水量に条例第55条別表第44に規定する使用料金の料率を乗じて得た額に100分の110を乗じた額（1円未満の端数切捨て）とする。

（減免の方法）

第8条 前条で算出した減免額について、当該年度に属する3月の給水料金から減免する。

（特別な場合）

第9条 企業長が特別の事情により必要があると認めるときは、受水市町と協議して、水道用水料金の減免の取扱いについて別に定めることができる。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は企業長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月9日から施行し、令和6年4月1日から適用する

別表（第5条関係）

減免水量の算定基準

制限の区分	減免水量の算定基準
給水停止	1日承認使用水量に減免期間の日数を乗じて得た水量
給水制限	1日ごとに、次の各号に定めるところにより計算して得た水量を合計した水量 (1) 1日実使用水量が1日制限水量以下の場合、1日承認使用水量から1日制限水量を控除して得た水量 (2) 1日実使用水量が1日承認使用水量以下かつ1日制限水量を超える場合は、1日承認使用水量から1日実使用水量を控除して得た水

量

- (3) 1日実使用水量が1日承認使用水量を超える場合は、減免水量の対象にならない